

# 健康福祉委員会資料

## (健康福祉局関係)

1 平成29年第3回定例会提出予定議案の説明

資料1 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律  
の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表  
(健康福祉局関係)

資料2 動物愛護センター新築工事に関する図面

平成29年8月30日

健康福祉局

改正後	改正前
<p>○川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年12月14日条例第54号</p> <p>(従業者及びその員数)</p>	<p>○川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年12月14日条例第54号</p> <p>(従業者及びその員数)</p>
<p>第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」といい、この条において児童発達支援センターであるものを除く。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指導員又は保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）<u>第12条の5第2項</u>に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上</p> <p>ア 障害児の数が10人までのもの 2人</p> <p>イ 障害児の数が10人を超えるもの 障害児の数を5で除して得た数</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の規定により障害児通所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。） 1人以上</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を指導員又</p>	<p>第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」といい、この条において児童発達支援センターであるものを除く。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指導員又は保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）<u>第12条の4第2項</u>に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上</p> <p>ア 障害児の数が10人までのもの 2人</p> <p>イ 障害児の数が10人を超えるもの 障害児の数を5で除して得た数</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の規定により障害児通所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。） 1人以上</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を指導員又</p>

改正後	改正前
<p>は保育士の合計数に含めることができる。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 嘱託医 1人以上</p> <p>(2) 看護師 1人以上</p> <p>(3) 児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）又は保育士 1人以上</p> <p>(4) 機能訓練担当職員 1人以上</p> <p>(5) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>4 第1項第1号及び第2項の「指定児童発達支援の単位」とは、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>5 第1項第1号の指導員又は保育士のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>6 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。</p>	<p>は保育士の合計数に含めることができる。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 嘱託医 1人以上</p> <p>(2) 看護師 1人以上</p> <p>(3) 児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）又は保育士 1人以上</p> <p>(4) 機能訓練担当職員 1人以上</p> <p>(5) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>4 第1項第1号及び第2項の「指定児童発達支援の単位」とは、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>5 第1項第1号の指導員又は保育士のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>6 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。</p>

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年12月14日条例第55号</p> <p>(従業者及びその員数)</p> <p>第5条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 嘱託医 1人以上</p> <p>(2) 看護師 ア又はイに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数</p> <p>ア 主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童（以下「自閉症児」という。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を20で除して得た数以上</p> <p>イ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 1人以上</p> <p>(3) 児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）及び保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）<u>第12条の5第2項</u>に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。） それぞれ1人以上で、その総数はアからウまでに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じそれぞれアからウまでに定める数</p> <p>ア 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を4.3で除して得た数以上(30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に1を加えて得た数以上)</p> <p>イ 主として盲児又はろうあ児（次条第1項において「盲ろうあ児」と</p>	<p>○川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年12月14日条例第55号</p> <p>(従業者及びその員数)</p> <p>第5条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 嘱託医 1人以上</p> <p>(2) 看護師 ア又はイに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数</p> <p>ア 主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童（以下「自閉症児」という。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を20で除して得た数以上</p> <p>イ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 1人以上</p> <p>(3) 児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）及び保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）<u>第12条の4第2項</u>に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。） それぞれ1人以上で、その総数はアからウまでに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じそれぞれアからウまでに定める数</p> <p>ア 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を4.3で除して得た数以上(30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に1を加えて得た数以上)</p> <p>イ 主として盲児又はろうあ児（次条第1項において「盲ろうあ児」と</p>

改正後	改正前
<p>いう。)を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児である乳児又は幼児（次条第3項第3号及び第54条第1項第2号において「乳幼児」という。）の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を5で除して得た数の合計数以上（35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該合計数に1を加えて得た数以上）</p> <p>ウ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を3.5で除して得た数以上</p> <p>(4) 栄養士 1人以上</p> <p>(5) 調理員 1人以上</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の規定により障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。） 1人以上</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合には医師を、指定福祉型障害児入所施設において、心理指導を行う必要があると認められる障害児5人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を、それぞれ置かなければならない。</p> <p>3 第1項第2号から第6号まで及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第4号の栄養士及び同項第5号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p>	<p>いう。)を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児である乳児又は幼児（次条第3項第3号及び第54条第1項第2号において「乳幼児」という。）の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を5で除して得た数の合計数以上（35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該合計数に1を加えて得た数以上）</p> <p>ウ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を3.5で除して得た数以上</p> <p>(4) 栄養士 1人以上</p> <p>(5) 調理員 1人以上</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の規定により障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。） 1人以上</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合には医師を、指定福祉型障害児入所施設において、心理指導を行う必要があると認められる障害児5人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を、それぞれ置かなければならない。</p> <p>3 第1項第2号から第6号まで及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第4号の栄養士及び同項第5号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p>

改正後	改正前
<p>4 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。次条第6項において同じ。）の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービス（同法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスをいう。次条第6項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合にあつては、川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第71号。次条第6項において「指定障害者支援施設基準条例」という。）第5条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなす。</p>	<p>4 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。次条第6項において同じ。）の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービス（同法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスをいう。次条第6項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合にあつては、川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第71号。次条第6項において「指定障害者支援施設基準条例」という。）第5条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなす。</p>

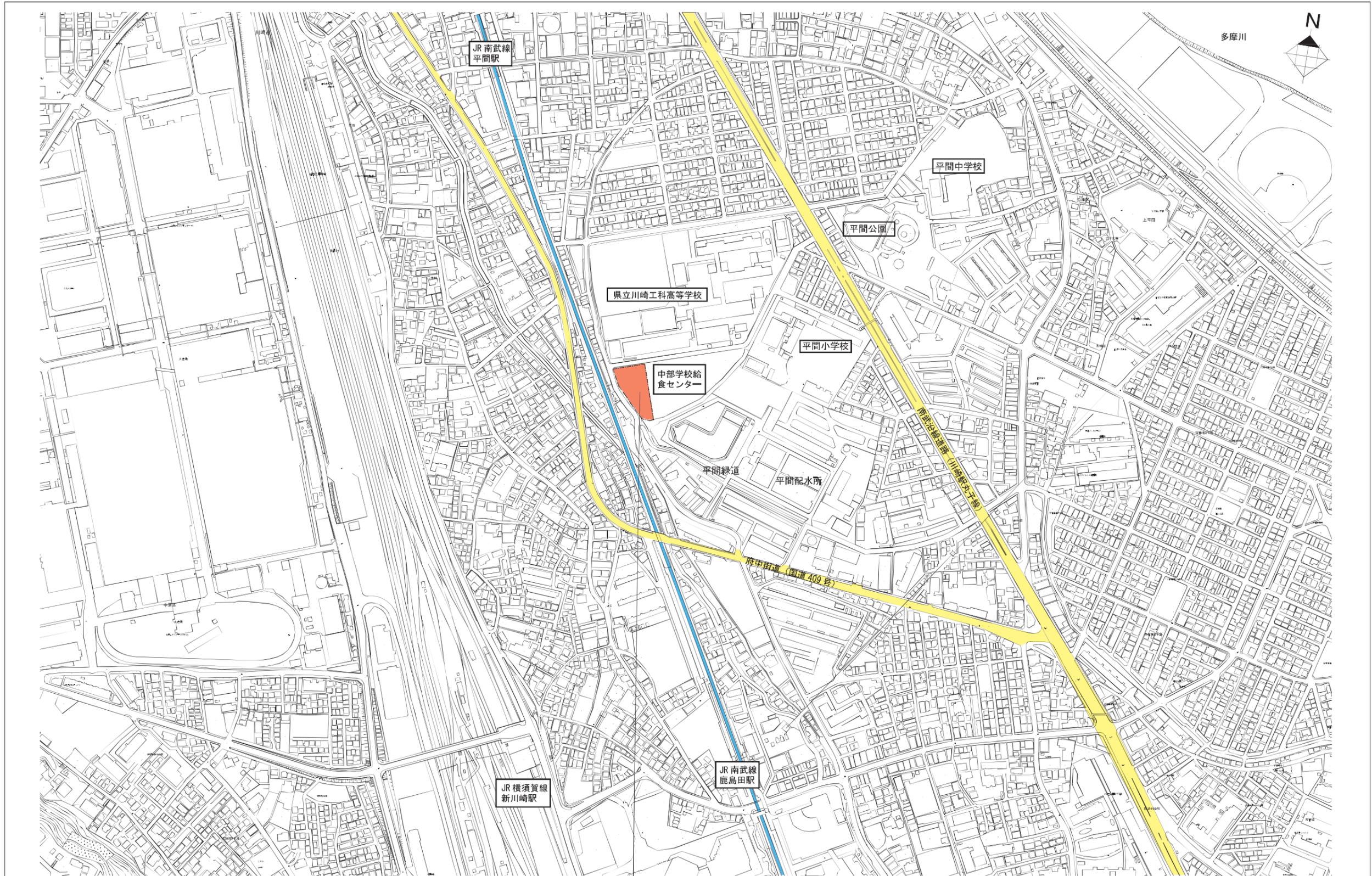
# 動物愛護センター新築工事

目次

- 01 建築概要
- 02 案内図
- 03 配置図
- 04 1階平面図
- 05 2階平面図
- 06 3階平面図
- 07 屋上平面図
- 08 立面図
- 09 断面図
- 10 完成予想図ー1
- 11 完成予想図ー2

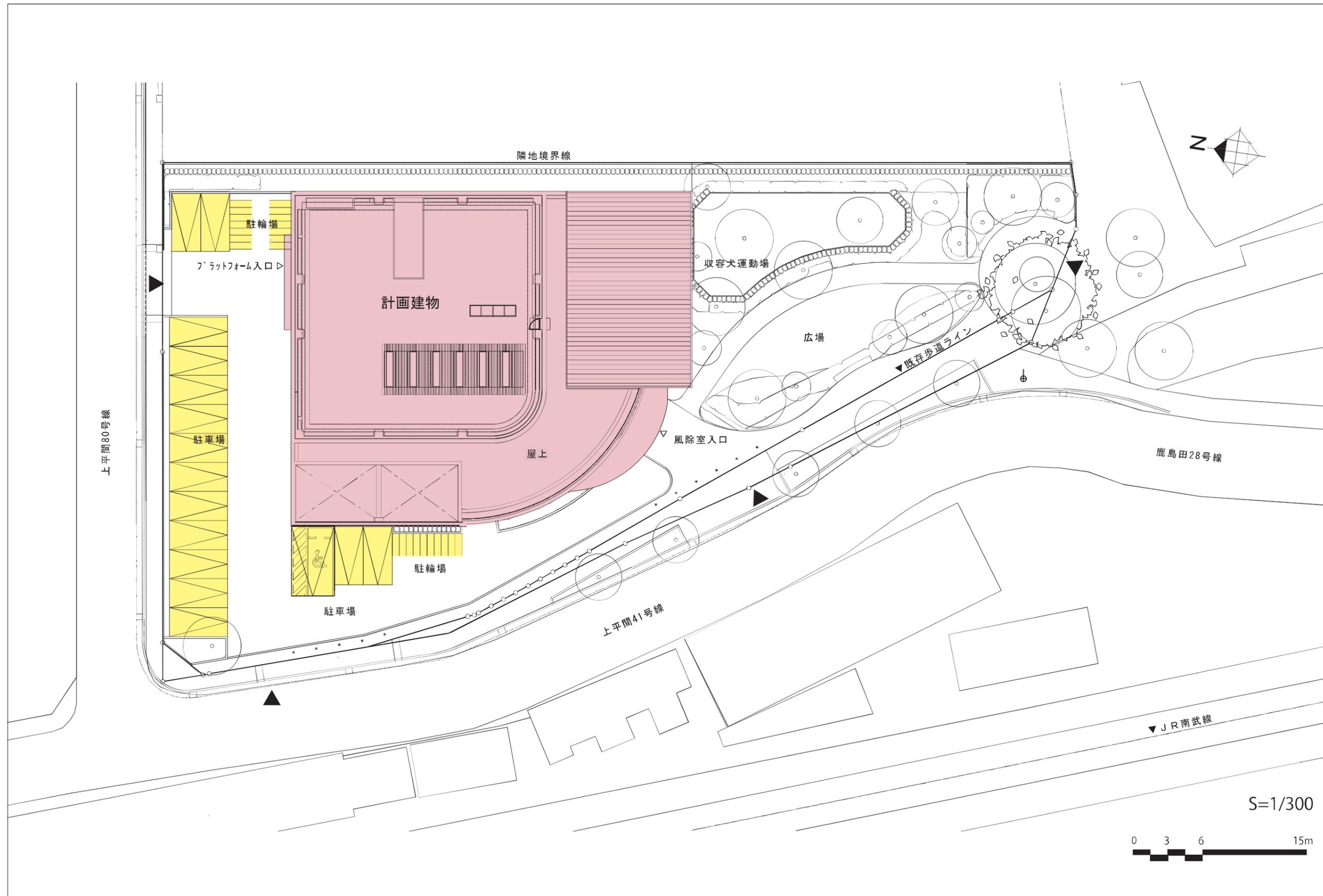
建築概要

工事名称	: 動物愛護センター新築工事
工事場所	: 川崎市中原区上平間 1700 番 8 の一部
地域地区等	: 都市計画区域 市街化区域 第一種住居地域・第一種中高層住居専用地域 準防火地域 第3種高度地区・第2種高度地区 日影規制 (5h-3h / 4m・4h-2.5h / 4m)
敷地面積	: 2,500.01 m <sup>2</sup>
建物の用途	: 畜舎 (動物愛護センター)
建築面積	: 895.93 m <sup>2</sup>
延床面積	: 2,308.00 m <sup>2</sup> (容積対象延べ床面積 2,195.53 m <sup>2</sup> )
構造・規模	: RC 造 (一部 S 造)・地上 3 階建て
建物の高さ	: 14.20m



計画地：神奈川県川崎市中原区上平間1700番8の一部





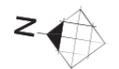
S=1/300



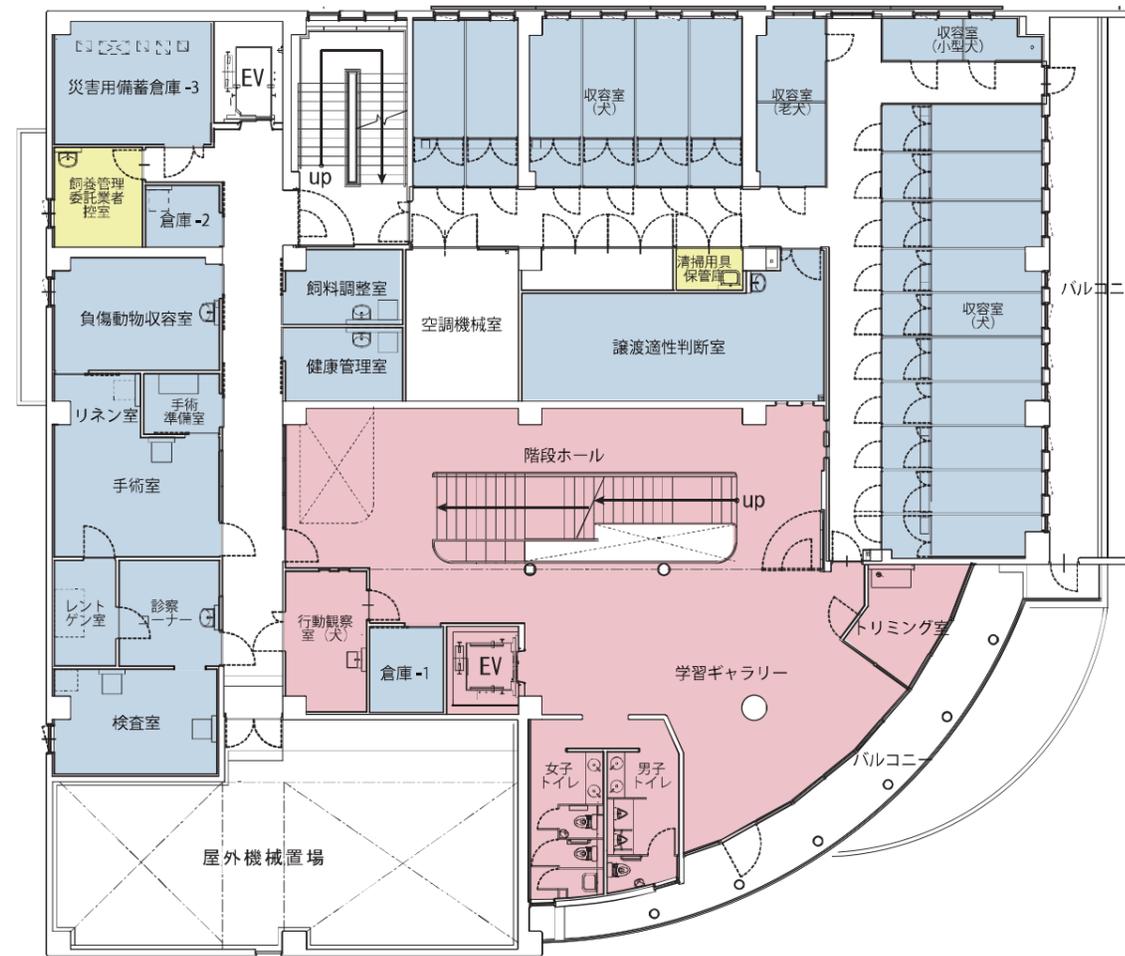


平面図凡例

- : 市民交流部門
- : 動物保護管理部門
- : 事務管理部門

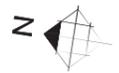


S=1/200

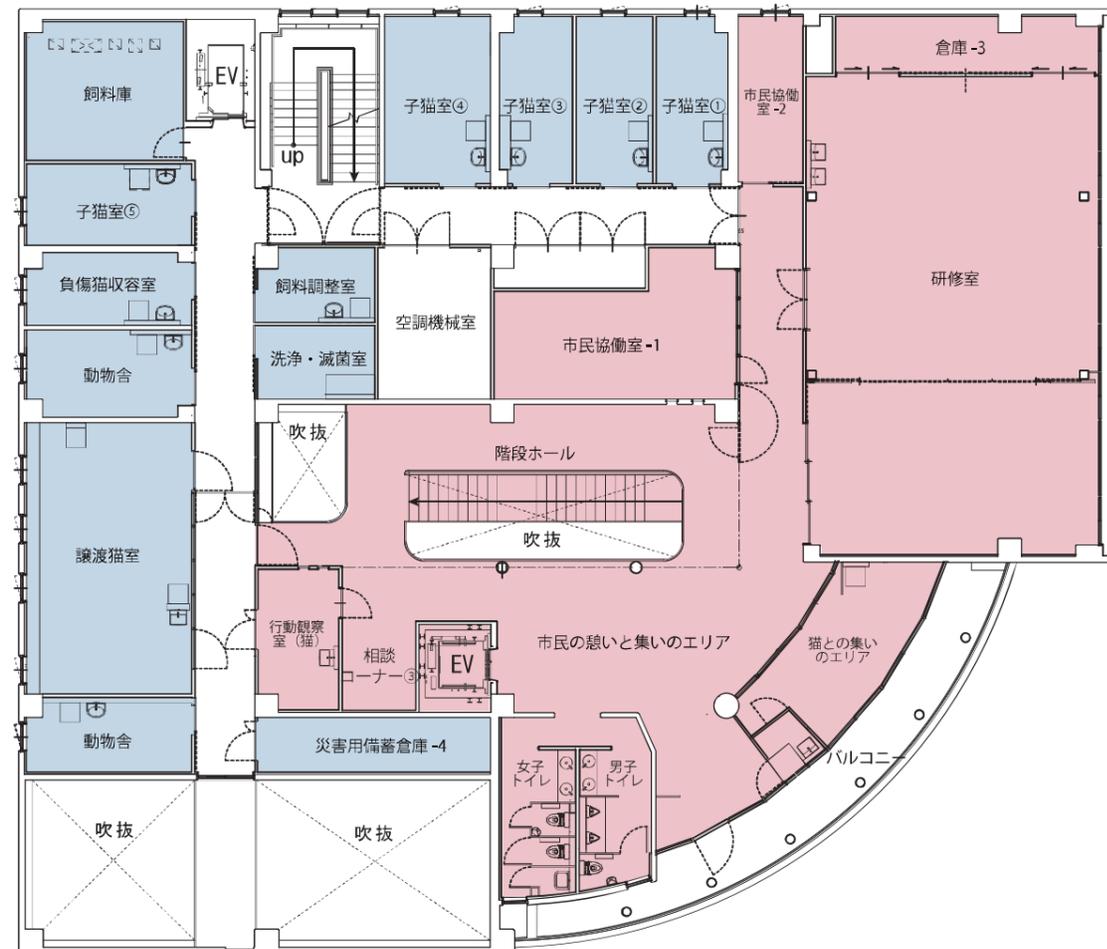


平面図凡例

- : 市民交流部門
- : 動物保護管理部門
- : 事務管理部門



S=1/200

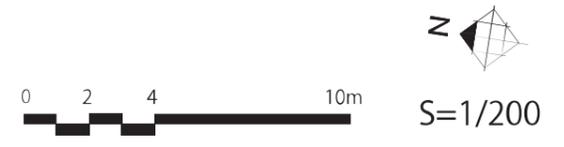
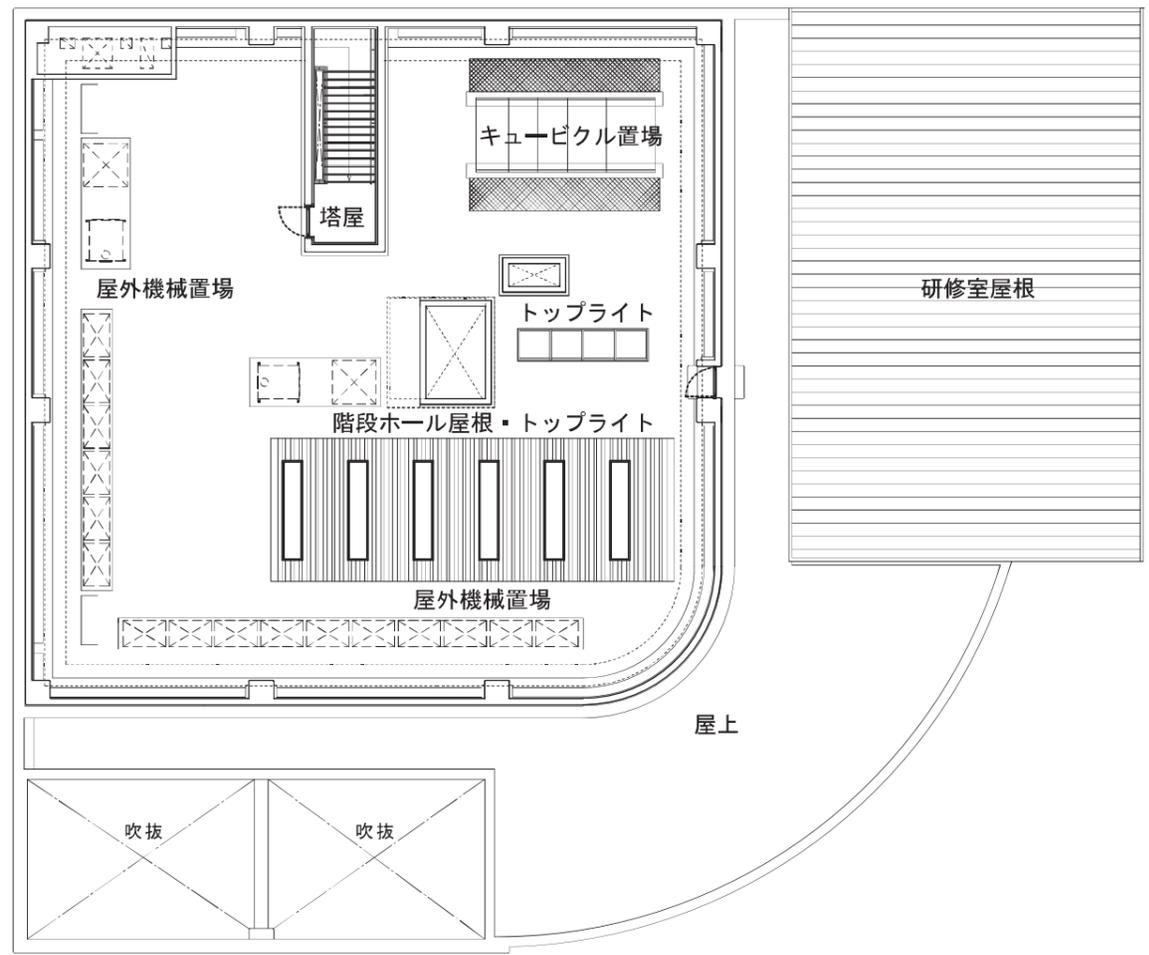


平面図凡例

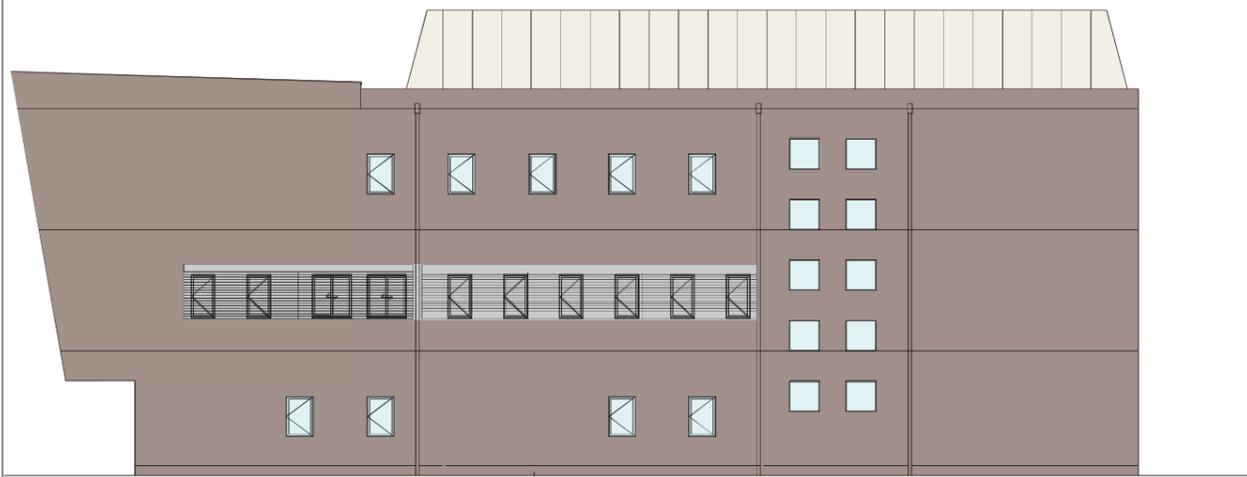
- : 市民交流部門
- : 動物保護管理部門
- : 事務管理部門



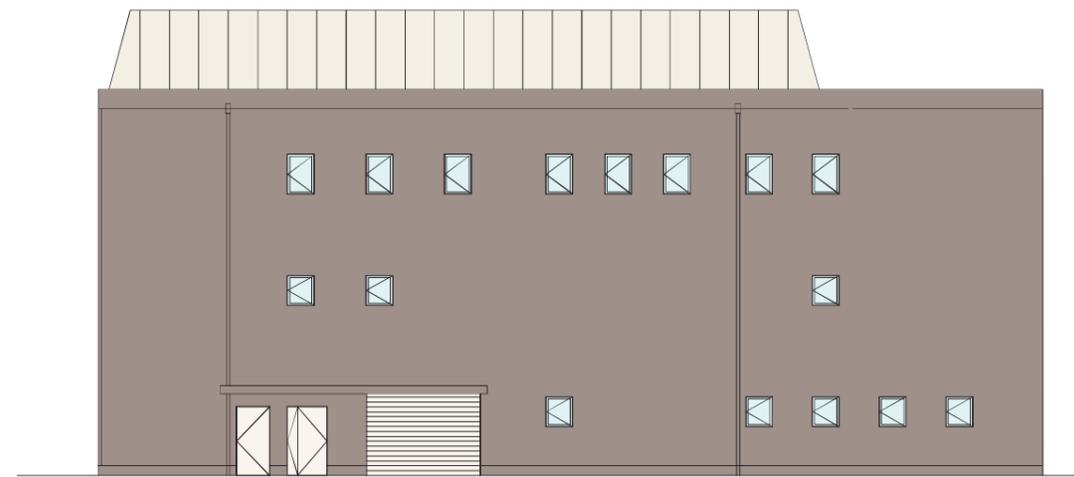
S=1/200



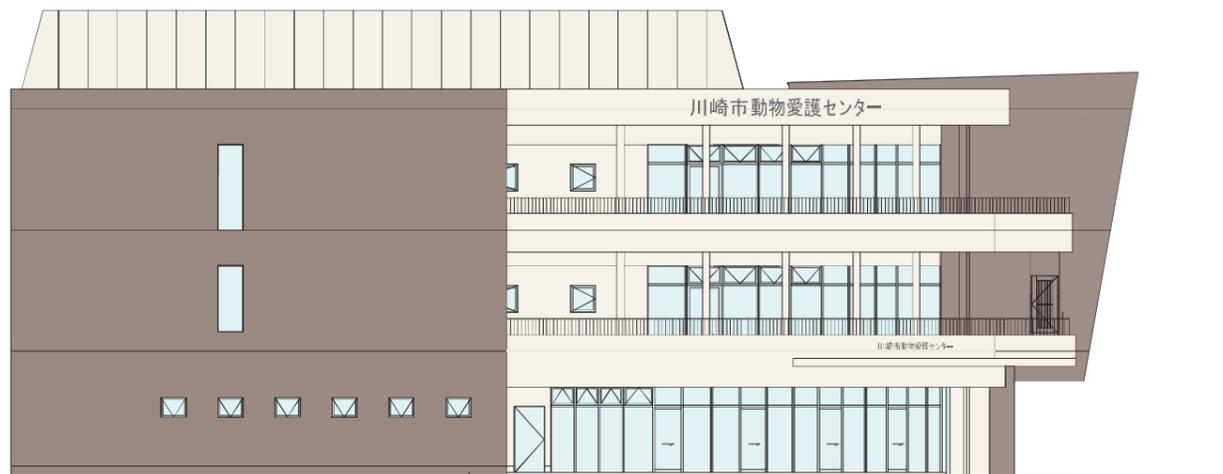
屋上平面図 07



東側立面図



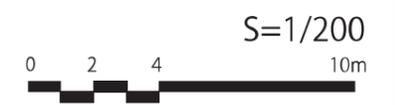
北側立面図

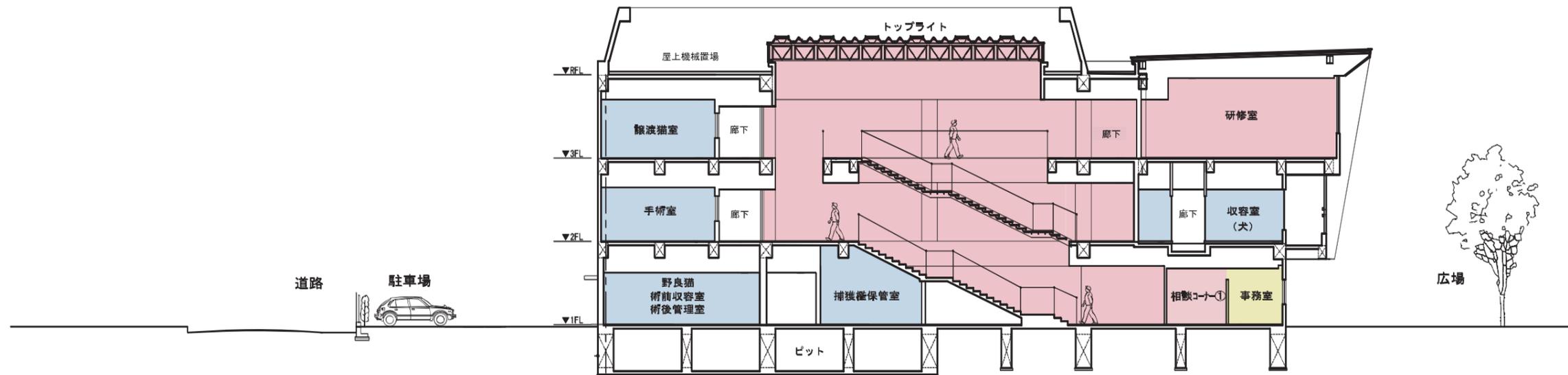


西側立面図

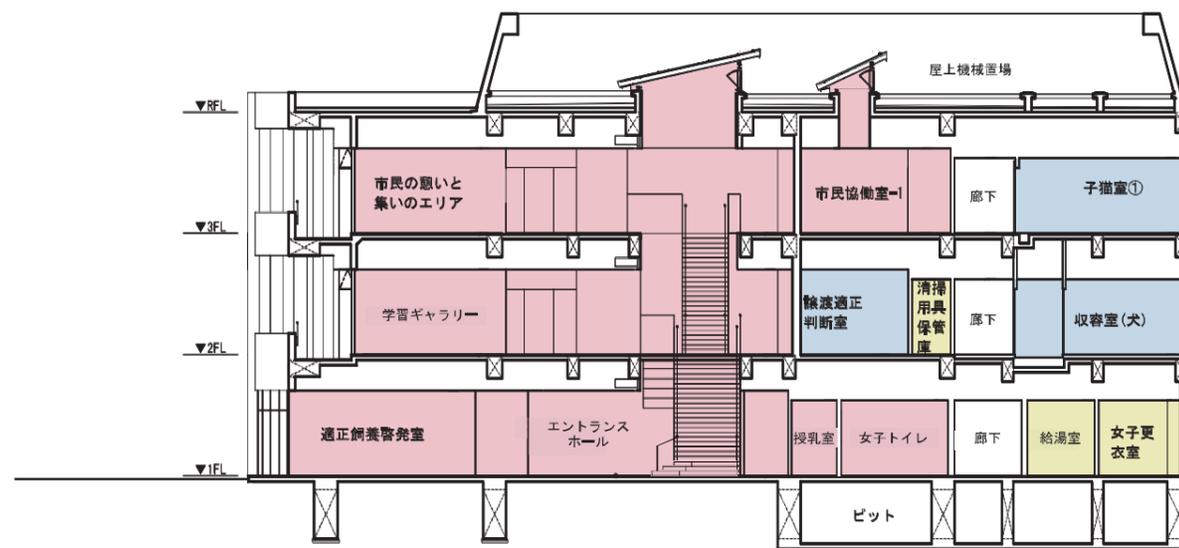
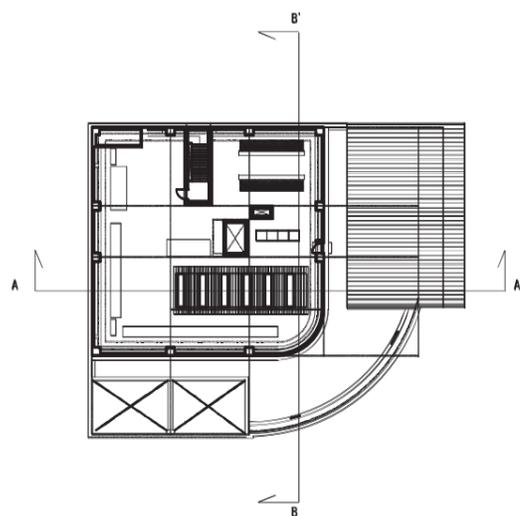


南側立面図





A-A' 断面図



B-B' 断面図

断面図凡例

- : 市民交流部門
- : 動物保護管理部門
- : 事務管理部門







完成予想図-2 11